【規程番号　神女院Ｖ－009】

神戸女子大学大学院授業料等免除に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、神戸女子大学大学院授業料等免除規程に規定された授業料等免除制度を運用するために必要な事項を定めるものとする。

（配分基準）

第２条　年次ごとの授業料等免除の適用人員は、以下とする。授業料等免除の種類は問わない。

(1)「授業料等免除Ａ1」、「授業料等免除Ａ2」の合計適用人員は、修士課程及び博士前期課程の研究科を合算した入学定員を上限とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」、「授業料等免除Ｂ2」の合計適用人員は、博士後期課程の研究科を合算した入学定員の２分の１を上限とする。

(3) 長期履修学生に関する取扱い規程の適用者で、標準修業年数を超えて修業する年次の業料等免除の適用が第１号の規定により困難なときは、年次ごとの定員枠を学長の申請により理事長が増加することができる。

（選考基準）

第３条　年次ごとの選考基準は以下とする。

(1)「授業料等免除Ａ1」の選考に当たっては、各専攻において個別に申請内容の審査を行うものとする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」の選考に当たっては、学位取得の可能性に関連して、申請者個々の意思を確認するものとする。

(3)「授業料等免除Ａ2」「授業料等免除Ｂ2」、の選考に当たっては、各専攻において個別に申請内容、家計基準等の審査を行うものとする。

（審査方法）

第４条　前条に規定する選考及び審査は、書類審査及び面接によって行い、研究科長及び専攻主任がこれに当たる。

２　前１項の審査を経た後、研究科委員会において最終審査を行う。

（規程の改廃）

第５条　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成14年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成16年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成17年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成18年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成20年 3 月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　神戸女子大学大学院奨学金規程に関する内規は廃止する。